

争続の回避

資産の多寡とは関係なし 骨肉の争いを避ける方法

相続において、何より避けたいのが家族内でもめる「争続」だ。相続財産が自宅とわずかな預貯金しかない場合など、起こり得る、いくつかのケースと対処法を挙げてみよう。

そ

うとうな資産がないと相続争いは起きない」。そう思っている人は少なくないが、現実とは違う。むしろ、分けることが難しい自宅が相続財産の大半のときにこそ、いわゆる「争続」が発生しやすいのだ。

相続する兄弟姉妹の関係が良くても安心できない。相続をきっかけに険悪になることが多いからだ。争続回避の早道は、家族で事前によく話し合っておくことだ。切り出しにくい話題だが、遺言書の作成（72頁参照）や相続財産の計算（86～93頁参照）など、実際の手続きをベースにすれば、幾分ハードルは下がるだろう。



遺言書で全額相続

万能でない故人の遺志

最低限の取り分がある

小さいころからかわいがっても

らった父親への恩返しと、介護に献身的だった渡辺さゆりさん（仮名）。その父が亡くなり、遺品を整理していると、弁護士が訪ねてきた。

「遺言書があります」

介護しているさなかには一度も聞いたことがなかったが、どうも父は遺言書を書いていたらしい。何事にもきっちりしていた父らしいと思っただけ、その内容に驚いた。

遺言書には、自宅と預貯金の全てを渡辺さんに相続させると書いてあったからだ。多少の法律知識があつたため、すぐに姉夫婦の顔を思い浮かべた。

自分と違って奔放な姉は、厳格な父とはそりが合わず、若いうちに家を飛び出して結婚。渡辺さんとはたまに会っていたが、父とはそれ以来、顔を合わせていない。葬儀には形だけしか顔を出さなかった姉は、「相続する権利があ

る」と難色を示してきた。姉の夫も法律には詳しい。

すでに母は他界していることもあり、相続の権利がある人間は渡辺さんと姉の2人なので、本来は半分が姉の取り分となる。いくら遺言書で全財産を妹に相続させると書いていても、最低限の取り分である遺留分があるため、法定相続分の半分、つまり、全財産の4分の1を相続する権利があるのだ（詳細は90頁参照）。

結局、姉妹で話し合った結果、相続財産の4分の1を預金から姉に渡すことで決着したもの、それ以来、姉とは顔を合わせていない。もし、父親が遺言書に姉への思いも連ねていれば、ここまで関係はこじれなかったのにと渡辺さんは思う毎日だ。



財産は不動産のみ

分割しにくいならば

保険などで事前準備を

流通業界で働く川上祐一さん（仮名）は、神奈川県の実業マンシオンで妻と子ども3人暮らし。父親は定年退職後、都内で1人暮らしをしており、独り身の妹も独立して、服飾デザイナーの仕事に頑張っている。兄妹の関係は悪くなく、業界事情なども何かと教え

てやっていた。

そんな折、川上さんの父親が急逝、慌ただしく葬儀を終えて遺産を調べたところ、自宅が3500万円相当、預貯金が600万円の計4100万円に上ることが分かった。これだと、相続税を支払う必要がないため、ホッとしたものもつかの間、遺産の分け方で問題が浮上した。遺言書がなかったため、相続の権利がある川上さんと妹の2人で均等に分けなければならなかった。

川上さんは、これを機に自宅を相続して引越したいと考え、妹に打診したところ、「この先、結婚できるかどうか分からないから、遺産の半分を欲しい」と言われた。そんな大金を準備できそうにない川上さんは頭を抱えてしまった。

実は、こうした事例は珍しくない。退職金の大半でローンを完済し、年金暮らしをしていれば、資産の大半が、分割しづらい不動産になるからだ。仮に川上さんが、不動産の処分に踏み切ったとしても、場所によっては希望額で売れるとは限らない。

川上さんが妹と名義を共有にするという手もあるが、これは問題を先送りしただけにすぎない。いったん共有にしてしまうと、共有者全員の意見がまとまらなければ

ば売却したり、有効活用することができなくなる。しかも、仮に川上さんが亡くなり、妻や子どもが相続する際にはさらに問題は複雑化してしまう。

こうした事態を避けるには、68(69)で述べたような生命保険を活用するのも一つの手だ。川上さんの父親が、あらかじめ妹の取り分に相当する額の保険に入っておけば、防げたかもしれない。

生前にもらった金

住宅や留学、結婚資金 相続時に合算される

「たかし、あなたは家を建てるときに、お父さんからこっそり頭金を援助してもらったでしょ。こっちは全部お見通しよ」

先日亡くなった父親の遺産分けについて話そうとした際、突然、姉2人が口々に弟に切り出した。父親は、遅くに生まれた男の子にはとにかく甘かった。それが姉たちの心の奥底に澱のようにたまっていたのだ。

遺産分割の場では、こういった話はよくあることだ。兄弟姉妹の一部がこうしたお金をもらったのに相続分に差がつかないと、もっていない人には不公平感が募ってしまいがち。

法律では、このように亡くなった父親から、生前に特別な贈与(特別受益という)を受けた場合は、遺産の前渡し分と考え、相続財産に加えることになる。これを「特別受益の持ち戻し」という。

対象となるのは、住宅資金、結婚の支度金や持参金、留学費用や独立開業費用などだ。これらを遺産に加算した上で、相続財産を計算することになる。

贈与する側も、死後に禍根を残す可能性があることは頭に入れた上で遺言書を書いておくなり、事前に明細表を作っておくなりした方が無難かもしれない。

特別受益分が実際の相続分よりも多ければ、もらった人の相続額はゼロになるが、もらい過ぎたぶんは返す必要がない。ただし、他の相続人の遺留分を侵害している、他の相続人から請求される可能性があることには注意が必要だ。

隠し子の存在発覚

民法の改正で冷遇なし 子どもと同じ扱いに

堅物で近所でも評判だった橋本元也さん(仮名)が他界して2カ月。ようやく落ち着いたころ、橋本家を揺るがす事態が起こった。「お父さんに線香を上げさせても

らえませんか」

玄関に現れたのは、身なりのきちんとした青年。年の頃は20代であろいか、どこか横顔に橋本さんの面影がある。

聞けば橋本さんが単身赴任していた際に、愛人との間に生まれた子だという。すでに愛人は死亡しており、青年に身寄りはない。父親である橋本さんが亡くなったと知り、意を決して訪ねてきたのだ。

妻と息子2人の家族の間で、怒りが収まらなかったのは妻だ。「どこに証拠があるのよ」。怒りの源泉は夫に裏切られたという思いもあったが、遺産をちゃっかり奪いに来たのではという疑念が渦巻いていた。

青年にその意図があったかどうかは不明だが、もし相続の権利を主張したらどうなるか。

実は、これまで婚姻関係にない人との間に生まれた「非嫡出子」については、相続できる権利は、子どもの半分だった。それが2013年の民法改正で、嫡出子である子どもと同等の権利が与えられることになった。

この場合、子ども2人がそれぞれ4分の1ずつだったのが、青年が加わることで6分の1ずつになる。その意味でも、橋本さんの残した代償は高つくきそうだ。

多額の借金

思わぬ債務の存在には 相続放棄の検討も

突然、見知らぬ人物が訪ねてきたのは、黒田一夫さん(仮名)の葬儀からしばらくたったのことだ。「山田さんという方が事業に失敗して、8000万円の融資が焦げ付きました。連帯保証人である黒田さんに代わって支払っていただきたい」

先日、父が亡くなったことを告げると、「では、債務を引き継ぐ相続人の方に支払ってもらわないといけませんね」と言われ、家族は心底驚いた。かつて世話になった大学時代の先輩に頼まれ、連帯保証人を引き受けたと分かった。知り合いのつてをたどり、弁護士に相談したところ「相続放棄」を勧められ、家庭裁判所に届け出た。

相続放棄は、相続開始を知ったときから3カ月以内にしなければならぬ。それを過ぎると借金まで引き継ぐことになる。

もし、借金の額が分からなければ、「限定承認」という手もある。これは財産も債務も共に引き継ぐが、債務の支払いは財産の範囲内でしか責任を負わないというもの。判断に迷ったときは有効だろう。

借金とタイムリミットに注意

相続手続きの流れとチェックシート

タイムリミット

生前

相続させる準備

親の死亡

死亡届の提出

7日以内

なるべく早く

- 金融機関へ連絡
- 保険金の請求

相続する準備

なにもせず
3カ月経過

相続開始を知ってから
3カ月以内に決断

単純承認

無条件で
全財産を
相続する

限定承認

相続財産を
超えた借金は
負担しない

相続放棄

相続人で
なかったと
見なされる

いずれか選ぶ

遺産を分ける

遺言書なし

遺産分割協議書
の作成
(対象者と話し合う)

遺言書あり

その内容で
遺産を分割する

10カ月以内

相続税の申告と納付

3年以内

税務調査

財産を残す親が、生前に準備することチェックシート

- ☐ 財産の整理・棚卸しをしたか
 - ☐ 取引金融機関、口座番号、残高、保有商品は記したか
 - ☐ 加入してある保険、死亡したら支払われる保険金額を記したか
- ☐ 借金の有無、詳細を伝えたか
 - ☐ 自動車や住宅などのローンは残っていないか
 - ☐ 借金の連帯保証人になっていること、いないことを伝えたか
- ☐ 遺言書を書いたか
 - ☐ 相続人は確認したか
 - ☐ 遺産の配分割合を決めたか
 - ☐ 株式など価格変動する財産の取り扱いに配慮したか
 - ☐ 内容に不備がないか確認したか
 - ☐ 無効にならないよう書式に不備がないか確認したか
- ☐ 相続税対策はしてあるか
 - ☐ 現預金は不動産などに換える検討をしたか
 - ☐ 「小規模宅地の特例」が適用される条件を満たしているか
 - ☐ 贈与は検討したか
 - ☐ 孫や嫁を養子にする検討はしたか
- ☐ ある程度の現金を用意してあるか

財産を残された子が、親の死後にやることチェックシート

- ☐ 遺言書の有無を確認したか
 - ☐ 内容に不備はないか
 - ☐ 自筆の場合は家庭裁判所で開封(検認)したか
- ☐ 遺産を引き継ぐ権利のある人(法定相続人)を確認したか
 - ☐ 生まれてからの戸籍を確認したか
 - ☐ 先妻(夫)との子、婚姻外の子などいないか
- ☐ 財産の詳細を確認したか
 - ☐ 借金やローンの残債はないか
 - ☐ 借金の連帯保証人になっていないか
 - ☐ 未払いの税金や医療費・入院費はないか

遺産分割協議のチェックシート

- ☐ 相続権のある人、全員で協議したか
- ☐ 全員の合意で遺産分割協議書を作成したか

1 2 残された(残す)財産は何か、いくらで評価されるのか

資産チェックシートと相続税評価額計算表、目安の確認表

*金額が以下の場合は0とする。正確な金額を計算するためには必ず税理士などの専門家に相談してください。

財産分類		財産の詳細		金額	相続税評価額の簡易計算法	目安の金額
金融資産	現金	金融機関名・支店名・口座番号	残高・口数・枚数	万円	相続開始時の残高	同左
	預貯金			万円	親が死亡した日の残高	同左
	債券・投資信託			万円	親が死亡した日の時価	同左
	株式			万円	親が死亡した日の時価	同左
不動産	家族が住み続ける自宅の敷地 (330㎡までの部分)	登記簿上の住所・部屋番号	面積・地籍	万円	実勢価格×80%×20%	同左
	家族が住み続ける自宅の敷地 (330㎡超の部分)			万円	実勢価格×80%	同左
	家族が住み続ける自宅の建物			万円	固定資産税評価額	同左
	上記以外の自宅と敷地			万円	実勢価格×80%	同左
その他	貸家の土地			万円	実勢価格×80%×80%	同左
	貸家の建物			万円	固定資産税評価額×70%	同左
	ゴルフ会員権	ゴルフ場名		万円	取引相場額の70%	同左
	自家用車	ナンバープレート	車種・年式	万円	下取り査定価格	同左
①小計	家財一式	品目		万円	再調達に要する金額	同左
	美術品・骨董品類			万円	鑑定価格または時価	同左
	仏具・墓地			万円	非課税	同左
	小計			万円	小計	同左
②小計	死亡保険金	保険会社名・保険種類	保険証券番号	万円	受け取った生命保険金	同左
	死亡退職金	勤務先名	名目	万円	受け取った死亡退職金	同左
	小計			万円	小計	同左
	相続人に3年以内に 贈与した財産	贈与した財産	贈与した財産	万円	贈与した財産	同左
③小計	相続財産合計(①+②+③)			万円	小計	同左
	死亡保険金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数		万円	同左	同左
	死亡退職金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数		万円	同左	同左
	葬式代金	葬式代金		万円	実費	同左
④小計	借金・ローン	金融機関名(借入先)・支店名・口座番号	借入残高	万円	親が死亡した日の残高	同左
	未払い金、税金	未払い金		万円	親が死亡した日の残高	同左
	小計			万円	小計	同左
	最終的な相続税評価額			万円	最終的な相続税評価額	同左

相続税の計算例

ケース:夫が死亡

- 法定相続人(法定相続分): 妻(1/2)、長男(1/4)、長女(1/4)
- 遺産の内訳: 相続財産(評価額)1億円、死亡保険金7000万円、葬式費用300万円、債務2000万円
- 実際に相続した遺産(実際の分割割合): 妻8250万円(62.5%)、長男3300万円(25%)、長女1650万円(12.5%)

ステップⅠ

遺産の課税対象総額を計算

①遺産総額の評価額を計算

相続財産1億円+死亡保険金7000万円=1億7000万円

②非課税額等を計算

保険金控除額(500万円×3人)+葬式費用300万円+債務2000万円=3800万円

③課税価格の総額を計算

遺産総額の評価額1億7000万円-非課税額等3800万円=1億3200万円

④基礎控除額を計算

基礎控除額(3000万円+600万円×法定相続人3人)=4800万円

基礎控除額(5000万円+1000万円×法定相続人3人)=8000万円

⑤最終課税対象額を計算

課税価格の総額1億3200万円-基礎控除額4800万円=8400万円

課税価格の総額1億3200万円-基礎控除額8000万円=5200万円

ステップⅡ

相続税の総額を計算

⑥法定相続分通り配分したと仮定

妻の法定相続分 8400万円×1/2=4200万円

長男の法定相続分 8400万円×1/4=2100万円

長女の法定相続分 8400万円×1/4=2100万円

妻の法定相続分 5200万円×1/2=2600万円

長男の法定相続分 5200万円×1/4=1300万円

長女の法定相続分 5200万円×1/4=1300万円

⑦各人の仮の相続税額を計算

妻 4200万円×税率20%-控除額200万円=640万円

長男 2100万円×税率15%-控除額50万円=265万円

長女 2100万円×税率15%-控除額50万円=265万円

妻 2600万円×15%-50万円=340万円

長男 1300万円×15%-50万円=145万円

長女 1300万円×15%-50万円=145万円

⑧相続税額を合計

妻640万円+長男265万円+長女265万円=1170万円

妻340万円+長男145万円+長女145万円=630万円

ステップⅢ

各相続人の納税額を計算

⑨実際の分割割合に応じて相続税を配分

妻への実際の分割割合 相続税の総額1170万円×62.5%=731万2500円

長男への実際の分割割合 相続税の総額1170万円×25%=292万5000円

長女への実際の分割割合 相続税の総額1170万円×12.5%=146万2500円

妻への実際の分割割合 相続税の総額630万円×62.5%=393万7500円

長男への実際の分割割合 相続税の総額630万円×25%=157万5000円

長女への実際の分割割合 相続税の総額630万円×12.5%=78万7500円

⑩税額控除を加味して納税額を計算

妻 ゼロ円 (相続した遺産は法定相続分より多いが
1億6000万円以下であるため)

長男 292万5000円

長女 146万2500円

妻 ゼロ円

長男 157万5000円

長女 78万7500円

*赤字は現行(2014年12月31日まで)での計算式と金額

④ 課税対象となる金額はいくらか

相続財産 1 万円 + みなし相続財産 2 万円 + 3年以内に贈与した財産など 3 万円	非課税財産 4 万円 + 葬式費用 5 万円 + 債務 6 万円 + 基礎控除 万円	最終課税対象額 a 万円
---	--	------------------------

3000万円+600万円×法定相続人の数

1 ~ 6 は88~89ページの計算結果を使う

90参照 ⑤ 誰に、何を、どれだけあげるか

誰に (法定相続人全員)	b 法定相続割合	各人の仮の相続税額 (⑥-1の計算式を使う)	実際の分割 (何をどれだけ)	c 実際に分割した 財産の評価額	e 実際に相続する割合 (c ÷ d)
	/	万円		万円	
	/	万円		万円	
	/	万円		万円	
	/	万円		万円	
	/	万円		万円	
	/	万円		万円	
		万円	← g 合計 (⑥-2参照)	d 合計→	万円

法定相続人全員の名前を書く

⑥ 相続税は、誰が、いくら払うのか

⑥-1 最初に各法定相続人の仮の相続税額 f を計算する

最終課税対象額	法定相続割合	税率(下表参照)	控除額(下表参照)	各人の仮の相続税額
a 万円	x b	x %	- 万円	= f 万円

相続税の速算表(2015年~)		
法定相続に应じた取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	なし
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

⑥-2 次に法定相続人全員分の

f を全て足し合わせて

相続税の総額を計算する

相続税の総額

$$f + f + f \dots = g \text{ 万円}$$

ただし、配偶者は1億6000万円か、
法定相続割合の財産の
どちらか多い金額まで非課税

⑥-3 最後に、各人が実際に納める相続税額を計算する

相続税の総額	実際に相続する割合	各人が納める相続税額
g 万円	x e	= 万円

ほかに未成年者控除、障害者控除、外国税額控除などの控除がある。配偶者と一親等血族(亡くなった人の親や子および代襲相続人)以外は2割加算